

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における「一般職非常勤職員制度」の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年7月6日

提出者

池田 一
吉野 和彦
岡本 昭二
白石 恵子
山根 成二
山本 誉

田中 明 美
須山 隆
五百川 純 寿
中島 謙 二
加藤 勇

大角 陽 介
福田 智 子
平谷 正 明
藤原 常 昭
義

(別紙)

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における「一般職非常勤職員制度」の充実を求める意見書

2017年5月11日に成立した「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」により、新たに「会計年度任用職員」制度が導入され、2020年4月から施行されることになった。この制度により、非常勤職員の法的位置付けを明確にし、職務給の原則に基づく「常勤職員との均衡待遇」が求められている。

現在、各自治体では、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保に向けた準備として、総務省による調査が進められ、「職の整理と再設定」に向けての作業が行われているところである。2016年に実施された同省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は、全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3分の1が、臨時・非常勤職員となっている。島根県内各自治体においても、多くの臨時・非常勤職員が多岐にわたる職種に恒常的に就いており、地方行政の重要な担い手となっている。

については、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定を図る観点から、次の項目について措置されるよう求める。

記

- 1 各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣

【平成30年7月6日原案可決】